

大学紹介

> トップページ > 大学紹介 > 研究活動に係る行動規範

研究活動に係る行動規範

鹿児島大学における研究活動に係る行動規範

平成19年10月26日

学長裁定

平成20年 3月18日一部改正

平成26年10月16日一部改正

平成27年 6月 3日一部改正

平成29年4月28日一部改正

国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)は、学術研究のさらなる進展のため、研究活動に係る行動規範を定めるものである。

本学構成員(学生を含む。以下同じ。)は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別をすることなく、以下の研究活動に係る行動規範を遵守し、公正な研究の運営・管理に努めなければならない。

1. 本学構成員は、本学の研究活動における公的研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の運営・管理に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。
2. 本学構成員は、研究成果の軍事利用を目的とする研究及び海外の軍事関連機関が提供する研究費による研究を行ってはならない。
3. 本学構成員の研究活動における捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ等の不正行為は、厳に行ってはならない。
4. 指導的立場にある者は、研究倫理や研究プロセスのあり方について、学生や若手研究者に教育する責務を果たさなければならない。
5. 研究データや実験ノート、その他の資料等の適切な管理及び保存を行い、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
6. 本学構成員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護に努めなければならない。
7. 本学構成員は、研究活動に当たり、産学官連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
8. 本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われることを知った時は、それを放置してはならない。

大学紹介

学長室

大学概要

大学の理念・憲章等

- 大学憲章
- 学生憲章
- 教育目標

- 生涯学習憲章
- 教育目標・ポリシー・CM・ナンバリング
- 国際化基本方針
- 男女共同参画基本理念
- 研究活動に係る行動規範
- 環境方針

目標・計画・評価等

組織・運営体制

財務・調達情報

情報公開・個人情報保護

特色ある取組

広報

規則・マニュアル等

鹿児島大学の施設

教職員採用情報

同窓会・後援会・名誉教授

- 情報公開・個人情報の公開
- サイトポリシー
- お問い合わせ
- 情報セキュリティインシデント通報受付

教職員専用ページ



郡元キャンパス

〒890-8580 鹿児島市郡元1丁目21番24号

TEL : 099-285-7111 (代表)

桜ヶ丘キャンパス

〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号

TEL : 099-275-5111 (代表)

下荒田キャンパス

〒890-0056 鹿児島市下荒田4丁目50番20号

TEL : 099-286-4111 (代表)

Copyright c Kagoshima University. All Rights Reserved.